

事 務 連 絡

平成24年4月20日

特例民法法人 各位

厚生労働省健康局生活衛生課

東北・北関東への訪問運動について（情報提供）

平素より、厚生労働行政の推進につきましてはご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

このたび国土交通省観光庁長官から別添のとおり「東北・北関東への訪問運動」について協力依頼がありましたので、情報提供いたします。

つきましては、貴法人の関係者あて周知を図っていただきますとともに、貴法人におかれましても、本運動の積極的な推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

観 観 資 第 2 8 7 号
平成24年 4月 2日

各 位

国土交通省観光庁長官（公印省略）

東北・北関東への訪問運動について
（運動へのご協力をお願い）

東日本大震災の発生から1年を経過し、様々な復興への取り組みが進められています。こうした中でも、被災地は継続的な支援を必要としており、今後も必要とされるのは、国民同士の連帯感の持続であると考えています。

また、観光という側面にとらえますと、地域によっては観光需要の回復に力強さが見られないところがあり、こうした地域が被災地に限らず東北・北関東の広域に散在しています。

そこで、東北・北関東の復興を継続して支援するため、政府を挙げて東北・北関東を訪問することでその復興を支援する運動を進めるとともに、地方自治体、民間事業者、団体などの皆様にも広く協力を呼びかけ、官民一体となった運動に展開していきたいと考えています。本運動を進めていくにあたりましては、国土交通省観光庁が事務局となり、ご協力いただける事業の募集や関係者間の意思疎通の促進、共通のホームページによるPRなど具体的な事務を進めて参ります。

つきましては、皆様におかれましても、自らが企画・開催されます会議・研修、総会などの会合やイベント等につきまして東北・北関東方面での開催を是非ともご検討いただきますようお願い申し上げます。また、皆様自らが東北・北関東の復興を応援するために実施されます事業で、本運動にご賛同いただけますものがございましたら、別紙の「ご賛同いただける事業の募集について」をご覧くださいの上、事務局まで関係の情報をご提供くださいますようお願い申し上げます。

事務局・本運動の問い合わせ先

国土交通省観光庁観光地域振興部観光資源課

長尾、中島

電話 03-5253-8111（代表）

（内線：27806，27824）

東北・北関東への訪問運動にご賛同いただける事業の募集について

官民一体となって東北・北関東の復興を継続して応援していくために、国土交通省観光庁においては、東北・北関東への訪問運動にご賛同いただける民間企業、団体等の皆様の事業を募集しています。ご賛同いただけましたら、下記の応募要領、留意事項をご覧の上、事務局まで関係情報をご提供くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 応募要領

応募フォーマットを観光庁 HP 内特設ページ

(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/fukkou-shien/index.html>) に掲載しています。画面の説明にしたがい、そのフォーマットに事業名、事業の概要、実施時期等をご入力ください。

2. 留意事項

- (1) 応募に当たりましては、応募者自らが企画・開催するもので、東北・北関東を訪問する、若しくは訪問することに繋がる事業をお願いします。
- (2) 官民一体となった運動に拡げていくことを目的としていますので、ご提供頂きました情報は HP において公開しますとともに、その情報をご覧になった他の方々から「連携して実施したい」等の要望がございましたら、その相談にご対応いただきますようお願いいたします。また、そのため、応募者の連絡先も HP に掲載致しますので、この点につきましてもご了承ください。
- (3) 事業の実施時期をできる限り特定していただきますようお願いいたします。時期が確定していなくても、「〇〇月頃の開催予定」などの目処をお知らせください。なお、事業が 24 年度内に実施されるものを中心に HP に掲載したいと考えています。
- (4) 事務局において事業内容が趣旨に相応しくないと判断するものについては、個別にご連絡の上、HP への掲載を見合わせる場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

※応募に当たりまして、HP 掲載費などの登録費はございません。東北・北関東の復興を応援しようというお気持ちと、他の方からの「一緒にやりたい」という申し出に前向きにご対応いただく、これが応募要件です。皆様の積極的なご提案をお待ちしております。

事務局

国土交通省観光庁観光地域振興部観光資源課

長尾、中島

電話 03-5253-8111 (代表)

(内：27806, 27824)